

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J-クレジット制度)
方法論の改定に対する意見募集(パブリックコメント)について概要

1 実施期間

令和7年9月 11 日(木)~9月 25 日(木)

2 意見提出件数(者数)

合計4件

| 該当箇所 | 提出された御意見 | 回答 |
|------|--|-------------------------|
| なし | <p>基本から間違えてます。 まずはメガソーラーと風力発電を止める事が環境対策としては良いです。</p> <p>くだらない利権を作るなら本当の対策をすべきではないですか。</p> | 御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。 |
| なし | <p>J-クレジット制度そのものに 疑念を感じます。</p> <p>結局、化石燃料依存の CO2 排出企業が、グリーン・ウォッシングの為に悪用する為のものにしか思えません。</p> <p>これでは、数字の上での「ゼロカーボン」を見せかけるだけで、更に「グリーン・ローン」「グリーン・ボンド」の補助金が これらの買収企業に渡ってしまえば、反対に 温暖化を助長する結果になってしまいます。</p> <p>排出企業の CO2 削減は 絶対の義務とし、クレジット買い取りを、削減達成として グリーン補助金の評価に加える事のない様 求めます。</p> <p>クレジットの買い取り企業にではなく、CO2 削減・回収を行う 農家などに、直接の補助金支払いを求めます。</p> | 御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。 |
| なし | <p>J-クレジット制度は脱炭素化を推進する重要な仕組みですが、排出削減をクレジットで「付け替える」手法は、実質的な対策を欠き、大手企業が責任を回避する「見せかけの対策」になるリスクを懸念します。通信業界での利益優先(例:高額料金、2024 年総務省データ)を教訓に、公共性と公平性を優先すべきです。 以下を方法論改定に反映してください。</p> <p>1. グリーンウォッシング防止 クレジット購入が企業の削減努力を代替しないよう、購入量に上限(例:総排出量の 30%まで)を設け、自社での削減計画提出を義務化してください。例:EU の ETS では、自主削減を重視(2023</p> | 御意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。 |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>年)。これにより、大手企業がクレジットを買い占め、グリーンウォッシングを防げます。</p> <p>2. 中小事業者・個人の参入促進 バイオ炭や低炭素コンクリートのプロジェクトは、中小企業や農家に収益機会を提供しますが、認証コスト(例: 検証費用)が参入障壁です。認証手 Continuation of opinion draft:数料の補助(例: 中小企業向け 50%補助)や申請プロセスの簡素化(例: オンライン申請テンプレート)を導入してください。</p> <p>例: ドイツのカーボンクレジット制度では、中小向け支援で参加率が 20%向上(2023 年)。地域の農家や建設業者が J-クレジットに参加しやすくなり、地域経済と脱炭素化が両立します。</p> <p>3. 透明性と消費者理解の強化 方法論(例: バイオ炭の CO2 吸収量)の科学的根拠やクレジットの効果を、平易な言葉で公開してください。</p> <p>例: 消費者向けウェブサイトで、クレジット 1トンの環境効果を説明。デジタルデバインドを防ぐため、地方での対面説明会を開催。これにより、国民の信頼が高まり、制度への理解が深まります。</p> <p>結論 J-クレジット制度は、排出削減を「付け替える」だけでは実効性が乏しく、大手企業有利の構造になりかねません。グリーンウォッシング防止、中小・地域の参入促進、透明性強化を方法論改定に取り入れ、公共性と公平性を確保してください。環境省には、消費者視点の制度設計を強く求めます。</p> | |
| <p>A)実施規程(プロジェクト実施者向け)、 B)実施規程(プログラム型プロジェクト用)、 C)方法論 EN-S-040、 D)方法論 IN-006、 E)方法論 IN-007、 F)方法論 AG-004</p> | <p>AG-004 を始めとした認証申請に期限を設ける趣旨が、活動性の確保や制度の健全性維持にあることは理解できます。しかし、現状のモニタリングや個別活動実績報告リストの提出によって、活動状況は十分に把握可能ではないでしょうか。本制度の規定により、プロジェクト運営管理者における入会者の管理や過去実施案件との整合性の確認が非常に煩雑となります。入会日を要件とする厳格な期限ではなく、実運用に合わせた柔軟な運用を求めるものです。その為には、プロジェクト運営管理者の運用実態を把握するヒアリングなどを行ってはいかがでしょうか？</p> | <p>本件改定対象以外の方法論に基づくプログラム型プロジェクトでは既に「入会申込日から8年間で認証対象期間→認証対象期間終了1年後が認証申請期限」という管理が行われているので、本件改定によって新設される入会申込日起点の認証申請期限も管理の手間は同等であり、プログラム型運営・管理者が行い得る・行うべき管理と考えます。</p> |